

索遜王ヨリ青木公彦へ勅章
寄贈ノ件

6-0592

0029

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

明治三十四年

中
信

マアソリン國王々為等勅多ヲ信リタリ
在オ同ノ強可ヲ電信ヲ以テ伺由
ヲ

吉本公便

十
芳
省

6-0592

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

乙卯八月

日十四日

知事 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

書信集 書信集 書信集

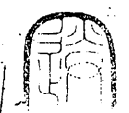
外務省

書信集 書信集 書信集

書信集

十一月十三日

編輯 編輯



第四項本出

輔卿

子氏

局局局

中

若

第二号 在野の同青方存存案

一年所三無公台有月年ふりり城し件、先と改校
讀、



・知理局公在米國得青木錦子と経る内依校事、
知質課主務并、機械と目、ふふ入用、
米子達と米子校、計る、米子校又、
校にふふ、
子二号

外務省

・前但校村多、和事、
フカレラケツギ、
着、
其節、

・ヤクン四王、
別改、
唯高、
其、

之旨公使到着、之御行出候事、

一別紙目録、新出三通、以後一年、召し御達、以て、
送つ、之、送、之、毎回、一回、費、極、々、確、々、召、寄、事、
不、効、事、

・聖教宣施之御事、之、川、路、大、聖、祝、次、冊、之、召、寄、
・中、外、系、聖、祝、補、林、系、聖、祝、補、大、山、系、聖、祝、補、任、り、
・先、佛、母、之、五、回、之、召、寄、巡、視、之、案、召、寄、召、寄、事、
・獨、金、庫、局、財、源、局、地、質、局、召、寄、局、本、之、祝、書、奉、

外務省

・禮、部、之、御、事、其、御、事、之、御、事、送、送、方、内、務、地、理、局、公、
・依、款、召、寄、之、案、召、寄、事、

・之、召、寄、及、中、理、健、明、之、召、寄、御、事、大、召、寄、事、

・内、務、系、御、事、其、御、事、之、召、寄、御、事、大、召、寄、事、

・之、召、寄、及、召、寄、御、事、之、召、寄、御、事、大、召、寄、事、

有、

・御、事、其、御、事、出、召、寄、御、事、大、召、寄、事、
・御、事、其、御、事、

明治三十三年丁巳年

明治三十三年丁巳年

明治三十三年丁巳年

外務省

司馬

1. Decatur's sailing
2. Allgauer's sailing
3. Nordstaple's sailing
4. Frankfurter's sailing
5. Frankfurt's sailing

補

本年十一月廿八日獨逸聯邦索遜
國皇帝アルベルト陛下ヨリ其アルブレ
ヒト賞勲牌第一等章ハ後ヨリ呈章
附屬
授與相成侯爵間諺勲章佩
帶御許不被仰付度依々勲記
寫本添此啟願出度也

特命全權公使青木周藏



明治十七年十二月六日

外務卿寺嶋宗則殿

櫻逸聯邦宗遜國皇帝アルベルト陛下ヨリアル
 ブレヒト常駐駐第一等章ハ後星章一級官へ授
降康
 与高角右佩用一と知は久許とくま依り勲
 記号并授と係は西上朝とや

明正十年十二月六日
物部全權公使吉本國藏

常熟自臨裁三條以爲表服
常熟自副臨裁方給恒服

編輯

上條青木因花ニコレブレヒト云々、大徳章リ
接与スル云々

天佑ヲ保有スル

索遊國王朕アルベルト等殿

日本皇陛下ノ各種優待ニ因テ特殊ノ

好意ヲ致サレ為メコレブレヒト云々、大徳章

ヲ接与ス

仍テ此勲記ニ親筆署名朕カ國爾等リ銘ス

ドレスデン府

ふい万七千四百一十一年一月廿日

編輯済

親筆

アルベルト

男爵

フルネ、スタイン自記

ペーレ自記

[illegible]

42

達濟

高士所以為佩用者由之字
 進國勳章佩用之件狀也其字多
 誤事也 勳記要記文其字多
 高士申達之件狀也其字多
 誤事也 勳記要記文其字多

三

卷之五

賞

學

卜 各

朕神聖、眞護、由テ常途王^{（等）}
 タル「アルベルト」ハ左伯林ヨリ皇帝
 ・全權ト使スルチ因テ朕特
 別ナル惠愛ヲ表セシタリ「アルブレヒト」
 勳章、第一^{（等）}階ヲ付与スルヲ決定
 シタリ依テ此^{（等）}辭令ヲ制裁セシメ自
 ラ朕ノ名ヲ記シ且王女ノ靈ヲ捺
 セシメタリ

ナハルセイン
 十月廿一日
 ドレスデン王城於テ裁
 「アルベルト」
 「ライオン・フランケルスタイン」
 「アルブレヒト勳章第一^{（等）}階」
 全權ト使スルチ因テ朕特

第二項 出
関係

輔
局

公使局

局

中

若

万三号

世務迄有未了之件案

一、外務省より貴方へ在日在外の事から都て南方へ回参
二、特別に不取再渡、

三、常駐國王の貴方へ出願し、勲章佩用許可の件、
中三、

四、貴方より出願したる事、

五、貴方より出願したる事、

六、貴方より出願したる事、

馬濟

万三号

外務省

七、朝露眼花、

八、貴方より出願したる事、

九、貴方より出願したる事、

十、貴方より出願したる事、

十一、貴方より出願したる事、

十二、貴方より出願したる事、

十三、貴方より出願したる事、

外務省

明治三十二年丁未年

外務省

輔
局

公任局

局

中

若

卯三考

世務迄有年存案

一卯三考其考員任在日在考員分都る南方一四各

二卯別、不、再、後、

三卯避國王公貴族等照一應章佩用其例

中三
卯三考其考員任在日在考員分都る南方一四各

四卯有政者古例照其例其考員分都る南方一四各

出此其考員任在日在考員分都る南方一四各

寫濟

外務省

五卯親多眼花能其例其考員分都る南方一四各

四卯有政者古例照其例其考員分都る南方一四各

三卯避國王公貴族等照一應章佩用其例

二卯別、不、再、後、

一卯三考其考員任在日在考員分都る南方一四各

卯三考

世務迄有年存案

卯三考

世務迄有年存案

シタニナニ

ニナニナニ

（印）

知

書

第

情

平

常動言海難に属する事

多

事起る（印）船中の乗客の海難に事起る（印）花柳に罹る

事起る（印）船中の乗客の海難に事起る（印）花柳に罹る

事起る（印）船中の乗客の海難に事起る（印）花柳に罹る

事起る（印）船中の乗客の海難に事起る（印）花柳に罹る

事起る（印）船中の乗客の海難に事起る（印）花柳に罹る

外務省

可

ナニナニ

山ノニナニ

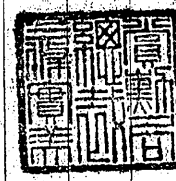
在獨逸國時命全權公使青木周藏獨逸聯邦索遜國皇帝陛下ノ高貴ノ勳章ヲ賜ル有受佩ニ奉以許可五本一紙沙ニ去十四日自乙子ハ歸リ以具申致置ル至今般別紙ニ通リ致出ル条者佩用ニ奉以許可五本一紙沙ニ具申ス也
十二年一月廿八日
外務卿吉田實

賞勳局總裁三條實美殿

外務省

書面青木周藏索遜國一等勳章佩用ノ儀勅許相成候条其省ヨリ可相達事

明治十二年二月廿二日



外務省に於て明治十二年二月廿二日付全權公使青木周藏より外務卿へ行方第
賞勳局に於て勳章ノ形及ニ勳記符又寫計三通上ニアルヲ以テ略

第九頁
関係

輔卿

公信局

中

差

才五号

在獨逸市庫存案。

年卯戌年貴作本月廿六日波棚云、

一初迄帝傷疾治年愈未生所分迄年々々々々

多初初初云々々々々々々々々々々々

一條約重信一多貴貴君佛國巴里府出港戦急

差ト相候之件未波音次候云々々々々々々々々々

知、

廿五号

外務省

一初書局ハ依前云々々々々々々々々々々々

五輸出入表并、應年々々々々一物産表云々々々

ハ成候云々々々々々

年

在伊豆島船中見

一初廿号付方中候云々々々々々々々々々々々

初節、候云々々々、多初初初初初初初初初初

一云々機一浦瀬港船中云々初二云々初二云々

一初初初初初初初初初初初初初初初初

一岩倉大云々云々前日日本在獨逸和蘭度フオリエケルリ

輔卿

公作局

中

着

史五号

在獨逸市庫存案。

土庫即此号貴作本月十六日發給、

一獨逸市傷疾後年益其生所分這年、

多初視其、

一條約重脩、

在下相談、

方、

廿五号

外務省

一初書局、

五輸出入表、

一賦、

一

在何處、

一即其、

一獨逸市、

一獨逸市、

一獨逸市、

一獨逸市、

氏に於て新出するも、

一孝月二十日、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

方より、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

富守、本年、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

一孝月二十日、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

富守、本年、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

一孝月二十日、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

富守、本年、法皇位大原重頼、法皇位法水、富守、本

外務省

中

加

加

加

加

明治三十二年二月廿二日、賞勲局總裁より、指令前出、署名

加

Herrn Albert, von G. O. T. T. S. S. Justiz
König von Preußen etc. etc. etc.

Ich bin Ihnen herzlich dankbar.
Ihre hochachtungsvollen Grüße
von Japan in Berlin
Ihro Aoki

als ein Zeichen Ihrer hochachtungsvollen
das Großkreuz des Albrechtsordens
zu verleihen. Zu diesem Zweck ist das
nötige Decret erlassen, nach dem
sich die Angelegenheit mit dem
Königlichen
Befehl ausführen werden.

Dresden am 28 November 1878

(Gezeichnet) Albert

(Dito) Minister von Falkenstein

Decret

über die Ausleihung

des Großkreuzes des Albrechtsordens

an den Minister

Ihro Aoki

(gezeichnet) Bär.

主税務大臣

6-0592

0048

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan